



23 水地環第 93 号

平成 23 年 6 月 22 日

愛知県環境審議会

会長 加藤雅信 様

愛知県知事 大村秀章



水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る  
総量削減計画の策定等について（諮問）

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 21 条第 1 項の規定により、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 水質汚濁防止法第 4 条の 3 第 1 項の規定に基づく総量削減計画の策定
- 2 水質汚濁防止法第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく総量規制基準の設定

担当 環境部水地盤環境課

調査・計画グループ

電話 052-954-6220

## 説明

### 1 諮問事項1について

総量削減計画は、水質汚濁防止法第4条の3第1項の規定により、環境大臣が定める総量削減基本方針に基づき、知事が定めることとされています。

この総量削減計画は、総量削減基本方針に定められた削減目標量を達成するために、発生源別の汚濁負荷量の削減目標量、削減目標量の達成の方途、その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項を定めるものであり、伊勢湾における水質浄化の推進には不可欠です。

このたび、国において、水質汚濁防止法第4条の2第1項の規定に基づき、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（伊勢湾）」が平成23年6月15日付けで策定されたため、本県としては、これに基づいた総量削減計画を定める必要があります。

については、本県における総量削減計画を適切に定めたいので、貴審議会の意見を求めるものです。

### 2 諮問事項2について

総量規制基準は、水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定により、指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量について、知事が定めることとされています。

この基準は、生活排水処理施設の整備を進めることなどと併せ、総量削減基本方針に定められた削減目標量を達成するための主要な方途の一つです。

このため、総量規制基準を適切に定めたいので、貴審議会の意見を求めるものです。



平成23年6月22日

愛知県環境審議会

水質部会長 木村 真人 様

愛知県環境審議会

会 長 加 藤 雅 信



水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る  
総量削減計画の策定等について（付託）

平成23年6月22日付け23水地環第93号で知事から諮問のありました下記の事  
項について、専門的立場からの調査審議を貴部会にお願いします。

記

- 1 水質汚濁防止法第4条の3第1項の規定に基づく総量削減計画の策定
- 2 水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく総量規制基準の設定

担 当 愛知県環境審議会事務局  
(愛知県環境部環境政策課  
法規・融資・補償グループ)

電 話 052-954-6209(ダイヤル)